

# 大分県小口零細企業資金融資要綱

平成 19 年 10 月 1 日制定

## (目 的)

第 1 条 この要綱は、県内の中小企業者のうち、小規模企業者に対し、その必要とする小口事業資金の融資を行い、もって小規模企業者の経営の改善に資することを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号（以下「法」という。））第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに規定する次に掲げるものであって、特定事業を行うものをいう。
  - イ 常時使用する従業員が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては 5 人）以下の会社及び個人（ロに掲げるものを除く。）
  - ロ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令 350 号。以下「政令」という。）で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもの
  - ハ 事業協同小組合、又はその組合員の 3 分の 2 以上が特定事業を行う事業協同小組合
  - ニ 企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が 20 人以下のもの
  - ホ 協業組合であつて、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの
  - ヘ イからホまでに掲げるものを除く医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの
- (2) 特定事業 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令 350 号）第 1 条に規定する業種に属する事業をいう。

## (県資金の預託)

第 3 条 知事は、その指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）にこの要綱に基づく融資（以下「融資」という。）を行わせるため、必要に応じ県の資金（以下「県資金」という。）を預託するものとする。

2 前項の規定による県資金の額、預託条件及び預託方法は、予算の範囲内において知事が別に定めるものとする。

## (指定金融機関の協調融資)

第 4 条 指定金融機関は、前条の規定による県資金の預託を受けたときは、知事が別に定めるところにより融資枠を設定し、融資を行わなければならない。

## (融資対象者)

第 5 条 融資対象者は、小規模企業者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内において、法に基づく保険関係が成立する事業を行っていること。
- (2) 許可、認可を必要とする業種にあっては、当該許可、認可等を受けていること。
- (3) 保証付融資について、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。
- (4) 手形又は小切手の第1回目の不渡りが発生し、または発生記録をした電子記録債権が支払不能となり6箇月又は銀行取引停止処分後2箇年を経過していること。
- (5) 投機的事業、金融業等、大分県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象外となる事業を行うものでないこと。
- (6) 個人向け無担保・無保証人貸付にあっては、融資の申込時において、保証協会から無担保・無保証人保証以外の保証を受けていない者であって、源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割（障害者控除等により所得割がなくなった場合は均等割）のいずれかについて、融資の申込みの日以前1年間において、納期が到来した税額があり、当該税額を完納していること。

（融資の対象となる資金）

第6条 融資の対象となる資金は、前条に規定する者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金とする。

（融資条件等）

第7条 第4条の規定により指定金融機関が行う融資の融資条件等は別表に定めるとおりとする。

（融資の申込手続）

第8条 融資を受けようとする小規模企業者は、知事が別に定める要領により、融資の申込手続を行わなければならない。

（企業診断等の実施）

第9条 知事は、第4条の規定により指定金融機関が行う融資について必要があるときは、当該融資の申込みをした小規模企業者の経営内容、事業計画等について、調査又は診断を行うことができる。

（保証及び融資の決定）

第10条 保証協会及び指定金融機関は、双方協議のうえ、それぞれ保証及び融資の決定を行うものとする。

2 保証協会が前項の規定により保証を決定する場合に適用する保証制度は、小口零細企業保証制度（平成19年8月21日中小企業庁制定）とする。

（融資事務の処理）

第11条 保証協会及び指定金融機関は、知事が別に定める要領により、融資に関する事務を処理しなければならない。

（企業調査等の実施）

第12条 知事、保証協会及び指定金融機関は、融資の目的を達成するため、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、関係書類、帳簿等を実地に調査することができる。

（旧債務の肩替り等の禁止）

第13条 指定金融機関は、融資を行うに当たり、当該融資対象者の保証付旧債務以外の旧債務の肩替り、預金等の要請を行ってはならない。

ただし、売上の減少、取引先の倒産、店舗・工場等の災害等による損失、経営者等の事故や疾病等を原因として発生した債務等により、経営困難に陥っている小規模企業者であって経営の見通しが立つものが経営再建等のために行う旧債務の借り換えは除くものとする。

(貸付金の一括返還)

第 14 条 指定金融機関は、融資をした後、当該融資を受けた者について次の事実があったときは、貸付金の全部又は一部について一括して返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。
- (2) 資金の目的外使用があったとき。
- (3) 融資の日以降において事業を廃止したとき、又は第 2 条に規定する小規模企業者でなくなったとき。

(県資金の返還)

第 15 条 知事は、指定金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

(雑 則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、融資等に関し必要な事項は、知事が保証協会及び指定金融機関の意見を聴いて定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に大分県小規模事業資金融資要綱（昭和 56 年 4 月 1 日制定）の規定に基づき貸付けされている融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 7 日から施行し、改正後の要綱の規定は平成 21 年 12 月 4 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

よる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

貸付区分	資金用途	融資 限度額	融資期間	融資 利率	保証料率	返済方法	担保等
普通貸付	設備・ 運転資金	2,000万円 (但し既存の 保証協会の 保証付融資 残高との合 計で 2,000万円の 範囲内とな る新規保証 に限る。)	10年以内	融資期間が 1年以内の 融資 年1.5%	保証協会が中 小企業者ごと に定める保証 料率とする。 ただし、年0.85% を上限とする。	1年以内の 据置期間後 原則として 毎月均等返 済	保証人につ いては、必要 に応じて徴求 する。ただし 、法人代表者 以外の連帯保 証人は原則徴 求しない。 担保につい ては、原則と して無担保と する。
個人向け 無担保 無保証人 貸付	設備・ 運転資金	融資期間が 7年以内の 融資 年2.3%		融資期間が 10年以内の 融資 年2.5%			

(注) 法第12条の規定に基づく経営安定関連保証の適用を受けた場合の保証料率は、年0.7%とする。

(注) 令和7年3月31日までは、既に貸し付けられている資金について、要綱上の融資期間を延長することができる。ただし、3年を上限とする。

(注) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条の規定に基づく東日本大震災復興緊急保証の適用を受けた場合の保証料率は、年0.8%とする。

(注) 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(令和6年1月18日付け20240115中庁第15号)に規定する信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする場合は、年0.25%または年0.45%を上乗せする。